

相続ニュース

2015年3月2日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

おさらいしよう 贈与税

はじめに

財産を人からもらった場合、原則として贈与税が発生します。これは、財産をタダでもらったわけですから、言ってもれば棚ぼたの財産です。

日本の税法では、汗水流して働いた所得税や法人税でさえも税金を納めなくてはいけないのですから、棚ぼたである人からもらった財産に税金がかかるのはある意味当然と言えます。

相続税は、関心が高い人が多いのですが、相続税の派生である贈与税については、あまり知らない人が多いと思いますので一度おさらいしてみましょう。

財産をもらったら贈与税がかかる

原則として、財産を人からタダでもらったらそれには贈与税がかかります。

お父さんから息子に現金をあげても贈与税がかかりますし、キャバクラのお姉ちゃんが、客から高級時計をプレゼントされた場合も当然贈与税がかかります。

贈与と認識されるのは、あげた人ともらう人が両者とも確かにあげた、もらったと認識しておく必要があります。

贈与税がかからない贈与

何でもタダでやり取りしたものがすべて贈与税が課されるかといえばそうではありません。例えば、お父さんが息子に大学に行くための生活費や教育費を負担することは贈与税がかかりません。また、1月から12月までの1年間で贈与を受けた額が110万円までであれば贈与税申告の必要はありません。次に挙げる例を参考に贈与税がかからない贈与を把握しておいてください。

- ①法人からの贈与
 - ②扶養義務者から受け取る教育費や生活費
 - ③公益事業用として贈与された財産
 - ④公職選挙の候補者が選挙費用として贈与を受けた財産
 - ⑤社会通念上必要とされる香典等
- などが主なものです。

おわりに

最後に、贈与税の未納を税務署がどのように確認するのかご説明します。

例えば、高級な自動車や不動産の購入をした場合は、贈与を受けた人の財産や所得税の納税状況から判断して、購入資金の贈与を受けたのではないかという当たりを付けてきます。そして、お尋ねという形で問い合わせにきます。

また、贈与時点では確認がなくても、相続税調査の段階で、贈与認定される場合もあります。

なので、贈与を受けた時は贈与税申告を忘れずにしましょう。